



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

勤め先を退職したら国民年金の手続きを

国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、厚生年金保険や共済組合などの被用者年金に加入している人を除き、国民年金に加入しなければなりません。

会社を退職した場合は、国民年金第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も国民年金の加入種別が第3号被保険者から第1号被保険者になります。

年金手帳またはマイナンバーカード（通知カード可）、印鑑、退職した日がわかる証明書、本人確認ができるものを持って、市民課、各支所または年金事務所です手続きをしてください。

保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができないときは、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除や猶予を受けることで、老齢・障害・遺族基礎年金の受給権を確保することができます。

●**免除申請（全額・一部）**
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業



4月1日改定 三豊市コミュニティバス 財田観音寺線の延伸と一部通学路線の時刻の見直しを行います

▶問い合わせ 管財課 ☎73-3003



※ JR 琴平駅(着)：午前7時、9時、10時、午後2時、4時台を設定
※ JR 琴平駅(発)：午前7時、9時、11時、午後3時、4時台を設定

財田観音寺線
JR 観音寺駅と財田町の黒川地区を結び、運行している財田観音寺線が4月1日から琴平町へ延伸運行します。延伸ルートは、黒川バス停から国道32号線を通りJR 琴平駅までの片道8kmの区間で、1日に往復5便を運行するほか、まんのう町内に「永生病院バス停」、琴平町内に「五条眼科バス停」、「琴中前（琴平中学校前）バス停」を新設します。

高瀬仁尾線
大浜発三豊市役所行き第1便の発車時刻を早め、豊中仁尾線豊中庁舎行き（笠田高校方面へ運行）第1便三豊市役所発に接続します。

山本線
山本庁舎発琴平駅行き第1便の発車時刻を遅らせることで、琴電およびJR 琴平駅での接続時間（待ち時間）を改善します。

また、高瀬線などの路線についても一部乗り継ぎバス停の接続時間を見直すほか、JRのダイヤ改正（3月）に合わせて、時刻の見直しを行います。各路線およびバス停の発着時刻については、市ホームページに掲載中の「令和2年4月1日改定コミュニティバス時刻表」をご覧ください。3月下旬に発行予定の「改定時刻表（冊子）」をご確認ください。（各支所やバス車内でお渡しします）

社会保険労務士による無料年金相談

●日時 3月18日（水）
午前10時～午後3時

●場所 危機管理センター
持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

●問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020



実績報告をお忘れなく

▶問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011

次の補助金を申請し、交付決定を受けている人は関係書類を揃えて実績報告をしてください。

- ①若者の住宅取得補助金
- ②空き家バンクリフォーム補助金
- ③移住促進家賃等補助金
- ④空き家バンク家賃等補助金
- ⑤新婚世帯家賃補助金

期日 3月19日（木）
期日 3月26日（木）

※期日までに実績報告の提出が困難な場合は、事前に地域戦略課までご連絡ください。



空き工場・遊休地の情報を募集中

▶問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012

市では、経済・産業の活性化および雇用機会の拡大を図るため、企業立地活動に取り組んでいます。市内への進出を検討する企業に、より多くの選択肢を提供できるよう、空き工場や遊休地、空き店舗などの情報を随時募集しています。

※土地であれば概ね1,000㎡以上、空き工場（倉庫）、空き店舗の規模は要相談。

※すでに宅地建物取引業者などに依頼している場合は、事前に市へ情報提供の旨の了解を得てください。

情報提供の方法
市ホームページにある「土地情報登録申込書」を産業政策課へ提出してください。



後期高齢者医療保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

交通事故について
後期高齢者が、交通事故など第三者（加害者）の行為で受けた傷病によって、後期高齢者医療制度で治療を受けた場合、県後期高齢者医療広域連合が、医療費を一時的に立て替えて、加害者に請求することになります。このため、医療機関を受診する際は傷病原因を申し出ていただくとともに、必ず健康課、各支所または県後期高齢者医療広域連合に「第三者行為（交通事故等）」による傷病届を提出してください。

示談をする場合は事前にご相談ください。



ご意見を募集します

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

次の条例改正について、市民の皆さんの意見を募集します。

三豊市人権尊重のまちづくり条例（三豊市人権擁護条例の全部改正）

資料閲覧場所
市ホームページまたは人権課、各支所

意見の提出方法
メール、FAX（送信後連絡）、郵送または持参

募集期間
3月2日（月）から31日（火）の午後5時まで

提出先 人権課